

公 募 公 告

法務局地図作成事業用事務所賃貸借の契約を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 法務局地図作成事業用事務所賃貸借契約
- (2) 賃 貸 借 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 事務所の仕様 後記3による

2 公募参加者の資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は長崎県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (4) 官公署から指定停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指定停止等」という。）を受けている機関に該当しないものであること。

なお、指定停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

- (5) 募集要領の交付を受けた者であること。

3 事務所の仕様について

法務局地図作成事業用事務所については、次の各号の要件を満たすことが必要である。

(1) 開設場所

業務場所である長崎市寺町、風頭町、高平町、愛宕一丁目又はその近隣地区（開設場所から業務場所まで車で15分以内の距離）であること。

(2) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの12か月間の期間での賃貸が可能であること。

なお、賃貸借期間については、協議の上、延長することができるものとする。

(3) 事務所面積

事務室として使用可能な床面積が110平方メートル以上であること。

(4) 賃貸条件

ア 賃貸借料は、予定価格の制限の範囲内であるものに限る。

イ 敷金、礼金及び保証金が不要であること。

ウ 事務所として直ちに入居できる状態にあること。

エ 電話回線、電気設備、水道施設、冷暖房設備及びトイレを完備していること。

オ 2階以上の事務所の場合は、エレベーターが設置されていること。

(5) 構造

防火の観点から非木造であること。

(6) 警備

機械警備設備が設置されている又は機械警備設備の設置が可能であること。

(7) その他

法務局地図作成事業用事務所としての使用に支障を来す又は支障を来すおそれのある事情が存在しないこと。

4 公募に関する問合せ、募集要領の交付場所

(1) 交付期間

公告の日から令和7年2月20日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。

(2) 交付場所及び問合せ先

〒850-8507

長崎市万才町8番16号

長崎地方法務局会計課施設係（担当 畑井）

電話 095-820-5903

5 公募参加申込み

公募に参加する者は、令和7年2月20日（木）午後5時15分までに、募集要領に定める書類を添付の上、公募参加申込書を前記4(2)の場所に提出

すること（郵便による場合は、書留郵便とし、同日時までに必着とする。）。

以上、公告する。

令和7年2月5日

支出負担行為担当官

長崎地方法務局長

中 嶋 武 彦